

高崎市高松町県有地貸付に係る一般競争入札実施要領

1 趣旨

本件は、群馬県（以下、「県」という。）が未利用地を駐車場として貸し付けることで暫定的に土地の有効活用を行うとともに、収入の確保を図るためのものとする。
入札参加希望者は、本要領のほか高崎市高松町県有地貸付に係る仕様書（以下「仕様書」という。）等を確認の上、内容を承知した上で参加すること。

2 入札に付する事項

(1) 貸付物件

財産名称	所在地	貸付面積 (m ²)
高崎市高松町県有地	高崎市高松町10-3及び 10-4	1,848.65

※貸付面積は公簿面積のため、現況については入札参加希望者において調査・確認の上、入札参加申請を行うこと。

(2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※ただし、貸付期間満了後、県において引き続き当該土地を貸し付ける必要があると認める場合には、県と賃借人との協議により、1年を超えない範囲で貸付期間を更新することができる。

※賃借人における駐車場の整備工事（区画線、精算機の整備等）及び貸付物件返還時の原状回復工事は、原則的に上記貸付期間内において実施するものとする。ただし、賃借人が希望する場合には、県と協議の上で、駐車場の整備工事及び原状回復工事に最低限必要な期間の県有財産賃貸借契約を別途締結することができるものとする。なお、当該期間における賃貸借料については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を、日割で計算したものとする。また、賃貸借期間は1か月未満とする。

(3) 最低貸付価格

金6,304,875円（貸付期間1年間の税抜総額）

※上記金額の他、消費税及び地方消費税が別途必要です。

※また、光熱水費が別途必要です。

(4) 用途指定

平面駐車場とする。

※なお、時間貸駐車場、月極駐車場、カーシェアリング等、駐車場としての具体的な運営形態は問わない。

(5) 貸付に関する条件

仕様書のとおり

3 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2

項各号に掲げられた者でないこと。

- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (5) 群馬県税に滞納がないこと。
- (6) 過去3年間において3件以上の駐車場施設の設置及び運営・管理に関する業務を営んでいる実績があること。
- (7) 貸付物件の利用目的及び利用形態が本要領及び仕様書と合致していること。

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書類を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年2月10日（火）～令和8年2月24日（火） ※必着

(2) 提出先

前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁11階

群馬県総務部財産有効活用課財産活用係

電話：027-226-2111

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	身分証明書（市町村発行のもの）及び住民票謄本（個人番号の記載がないもの）	—	<input type="radio"/>
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	—
④	印鑑証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑤	群馬県税の完納証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	誓約書及び役員等一覧	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ 県の入札参加資格者名簿に登載されている者は、②～⑤の書類を省略できる。

※ ①、⑥については、印鑑登録印を押印すること。

※ ②、③、④、⑤については、発行後3ヶ月以内の原本とすること。

※ ⑤については、納付すべき群馬県税すべてについての完納証明書とする。なお、群馬県内に事業所等を有しない事業者等については、「課税なし」の旨を確認できる証明書を提出すること。

(4) 提出方法

提出期間内に、必要な書類を提出先に直接持参又は郵送とし、電話、ファックス、電子メールによる受付は行わない。

5 現場解放

現場解放は適宜行うので、希望者は事前に財産有効活用課に連絡をすること。

6 質問書及び回答

次のとおり入札参加希望者から本入札に関する質問を受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和8年2月10日（火）～令和8年2月24日（火）

(2) 提出方法

質問書（別添様式）を電子メール又はファックスにて提出すること。

(3) 提出先

本要領16に同じ。

(4) 質問者への回答

質問者に対し電子メール又はファックスで個別に回答する。また、全ての質問事項及び回答をまとめ、令和8年3月3日（火）までに財産有効活用課のホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領又は仕様書の修正あるいは追加とみなす。

7 入札参加資格の確認等

本要領4（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年3月6日（金）までに、申請者あて結果を通知する。

併せて、入札参加資格のある者に対して、入札書及び委任状等の様式、入札に当たっての留意事項等を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

8 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年3月12日（木）午前11時00分～

(2) 場所

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

群馬県庁昭和庁舎 35会議室

9 入札方法等

(1) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1年間の賃貸借料の総額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び

地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 代理人による入札

代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

(3) その他

① 提出した入札書は、理由の如何を問わず、書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

② 入札を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取り止めことがある。

10 入札保証金

(1) 入札参加者は、入札当日の受付時に入札保証金を納付すること。ただし、県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、免除とする。

(2) 入札保証金は、入札者が契約希望金額（入札書記載金額×1.1）の100分の5以上の額を納付すること。

(3) 小切手で納付する場合には振出人が銀行である自己宛小切手を使用するものとする。

(4) 入札保証金は、入札終了後落札者以外の者に、その場で返還する。落札者の入札保証金は、契約保証金に充当することができる。

(5) 落札者が契約を締結しないとき（落札後、本要領3に定める入札に参加する者に必要な資格を有さない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、落札の効力を失い、入札保証金は返還しない。

(6) 入札保証金を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、免除された金額に相当する額を納めなければならない。

11 無効な入札等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 入札に参加する資格のない者がした入札

② 同一の入札において同一人がした2つ以上の入札（代理の場合も含む）

③ 委任状を提出しない代理人のした入札

④ 不正行為による入札

⑤ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき

⑥ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札

⑦ 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札

⑧ 申請書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行った者の入札

⑨ その他入札に関する条例に違反した入札

(2) 失格

入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合は失格とする。失格となった者は、入札に参加できない。

12 落札者の決定方法

(1) 県が定める最低貸付価格以上で且つ最高の価格により有効な入札を行った者を

落札者とする。

- (2) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

13 契約保証金

- (1) 契約締結の前に、契約金額の10%以上の金額（円未満切上げ）を契約保証金として納めること。ただし、県の入札参加資格者名簿に登載されている者については、免除とする。
- (2) なお、落札者が契約期間中に県の入札参加資格者名簿に登載された場合は、契約保証金を返還するものとする。
- (3) 本要領10で納付した入札保証金は、契約保証金として充当することができる。
- (4) 賃貸借期間が満了したとき、又は県が公用、公共用又は公益事業の用に供するため契約を解除した場合において、賃借人が契約書に定める義務を全て履行し、県に損害がないときには、契約保証金を還付するものとする。
- (5) 契約保証金を免除された場合において、賃借人が契約書に定める義務を履行しないときは、県は賃借人から免除された金額に相当する額を徴収することができる。

14 契約

- (1) 別添契約書のとおりとする。
- (2) 落札者は、落札後に群馬県が指定する期日までに契約書に記名押印のうえ、本要領16の場所に提出する。
- (3) 落札者が契約を締結しない場合（上記（2）の期日までに契約書が提出されない場合を含む。）には、当該落札は効力を失う。
- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 契約期間中の賃借人の都合による賃料減額及び中途解約はできない。

15 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、群馬県財務規則（平成3年規則第18号）の定めるところによる。
- (2) 本書を入手した者は、当該募集手続以外の目的で本書を使用してはならない。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置及び現に受けている行政財産使用許可の取消並びに普通財産貸付契約の解除を行うことがある。

16 問い合わせ先

住 所 : 371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

所 属 : 群馬県総務部財産有効活用課財産活用係

TEL : 027-226-2111

FAX : 027-223-5030

E-mail : zaisanka@pref.gunma.lg.jp

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抜粋）

（一般競争入札の参加者の資格）

- 第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。